

消防救急デジタル無線基地局系機器
整備委託事業

仕 様 書

令和5年7月

舞鶴市消防本部

－ もくじ －

第1章	総 則	1
1	適用範囲	1
2	消防救急デジタル無線設備の定義	1
3	設置場所	1
4	事業内容	1
5	関連法令等	2
6	用語の定義	3
7	知的財産権	4
8	法令の遵守	4
9	官公庁等への諸手続き	4
10	NTT専用線等の料金	4
11	変更検査及び完成検査等	4
12	設計変更等	5
13	個人情報保護及び機密の保持	6
14	契約不適合責任	6
15	疑 義	6
16	納 期	6
17	提出書類	6
18	教育指導	7
19	その他	8
第2章	共通指定事項	9
1	消防救急デジタル無線設備の基本事項	9
2	ネットワーク構成	9
3	その他	9
第3章	製造に関する要求事項	10
1	設計条件	10
2	部品及び材料	10
3	機器等	10
4	製品の表示	10
5	構造、形状、寸法及び質量	10
6	使用条件に対する性能	10
7	品質保証	11
第4章	設備の基本的要求	12
1	設備の概要	12
2	構築の基本的条件等	13
3	取扱周波数	13
第5章	各装置別仕様	14
1	無線回線制御装置	14

2	高機能遠隔制御装置	16
3	管理監視制御卓	18
4	基地局無線装置	20
5	空中線	22
6	ネットワーク機器	22
第6章	納入仕様	24
1	適用範囲	24
2	納入範囲	24
3	作業方法	24
4	保護及び危険防止等	24
5	仮設及び移設	24
6	屋内作業	24
7	屋外作業	25
8	機器据付	25
9	配線作業	25
10	撤去作業	25
11	報告及び記録	25
第7章	保 守	26
第8章	検 査	27
第9章	その他	27

第1章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、舞鶴市消防本部（以下、「発注者」という。）が、令和5年度に一部更新する消防救急デジタル無線設備について必要な事項を定めるものとする。

2 消防救急デジタル無線設備の定義

本無線設備は、発注者が担う火災・救急・救助等をはじめとする各種消防業務において、必要な通信連絡体制を迅速に処理して、消防活動の効果的運用を図り被害を最小限にとどめることにより、住民の生命・財産を保護し福祉の増進に寄与することを目的として設置するものである。

本無線設備は、各種災害時の出動指令・出動後の無線交信・車両運用管理などにおける、音声及びデータ通信を合理的かつ効率的に運用できるものであるとともに、本無線設備の有する機能・性能は、消防救急デジタル無線共通仕様書（総務省 消防庁）にて定義されるもの以上とし、かつ以降に示す発注者の要求事項がすべて満たされていることとする。

3 設置場所

機器の設置場所は以下の通りとする。

設置場所名称	住所	主な設置機器
舞鶴市東消防署・防災センター	京都府舞鶴市字浜 80 番地の 4	無線回線制御装置、遠隔制御装置、管理監視制御卓、ネットワーク機器、直流電源装置用バッテリー
京都府中・北部地域消防指令センター（以下、「共同指令センター」という。）	京都府福知山市東羽合町 46 番地の 1	遠隔制御装置
京都府空山無線中継所（以下、「空山基地局」という。）	京都府舞鶴市大字野原小字山田 22-12	基地局無線設備、直流電源装置用バッテリー
京都府大江山無線中継所（以下、「大江山基地局」という。）	京都府宮津市小田大笠 419-6	基地局無線設備

4 事業概要

(1) 納入機器は、次のとおりとする。

項	機 器 名	数 量
舞鶴市東消防署・防災センター		
1	無線回線制御装置	1 式

2	高機能遠隔制御装置	2式
3	管理監視制御卓	1式
4	回線伝送設備（ネットワーク機器等）	1式
5	直流電源装置用バッテリー	1式
共同指令センター		
1	高機能遠隔制御装置	1式
空山基地局		
1	基地局無線設備	1式
2	直流電源装置用バッテリー	1式
大江山基地局		
1	基地局無線設備	1式

- (1) 本事業において整備する消防救急デジタル無線は、令和6年4月1日から共同運用が開始となる京都府中・北部地域消防指令センターに整備される高機能消防指令システムと接続連動されるものであり、その仕様は「TS-1023 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様」に準拠すること。
- (2) 空山基地局と舞鶴市東消防署・防災センター間のアプローチ回線光回線化（既設ネットワーク機器の撤去及び空山基地局新規ネットワーク機器（西日本電信電話株式会社（以下、「NTT」という。）整備）のONU機器からケーブル敷設、接続、回線切替立会）を行うこと。

5 関連法令等

無線設備機器の制作及び設置に当たっては、以下の関係諸法令及び規格を遵守しなければならない。特に版の指定のない限り、契約時における最新版とする。

- (1) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）
- (2) 電波法（昭和25年法律131号）及び関係法令
- (3) 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）及び関係法令
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び関係法令
- (5) 平成21年消防庁告示第13号（総務省 消防庁）
- (6) 消防救急デジタル無線共通仕様書（総務省 消防庁）
- (7) 消防救急デジタル無線システムに係る設計・整備マニュアル第一版（平成22年9月総務省消防庁防災情報室）
- (8) 総務省消防救急デジタル無線仕様書（平成13年総務省訓令第67号）
- (9) TS-1023 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様
- (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令
- (11) 消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令
- (12) 電波法関係審査基準（総務省訓令）
- (13) ARIB標準規格
- (14) 日本産業規格（JIS）
- (15) 日本電気工業会規格（JEM）
- (16) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (17) 日本標準規格（JES）
- (18) 国際電子通信連合（ITU-T）・（ITU-R）の勧告

- (19) 国際標準化機構標準（I S O）
- (20) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (21) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (22) 構内交換設備等の技術基準に関する規則
- (23) 専用設備端末機器等の技術基準に関する規則
- (24) 電気設備に関する技術基準
- (25) 電気通信設備工事共通仕様書
- (26) インターネットの国際的技術標準化の定め基準（I R T F）
- (27) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）同法関係規則及び告示
- (28) 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）
- (29) 個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）
- (30) 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- (31) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (32) 日本蓄電池工業規格
- (33) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (34) 電気設備技術基準等の経済産業省令
- (35) 国土交通省建築工事積算基準（営繕協会）
- (36) 建築基礎設計基準（日本建築学会）
- (37) 無線設備の停電・耐震対策のための指針（総務省指針）
- (38) その他、関係団体が定める関係条例等及び本業務の実施に当たり必要な関係法規

6 用語の定義

(1) 現場代理人

受注者の代理として機器の納入、設置及び運用に係る調整作業等について責任を負う者をいう。

(2) 指示

発注者の発議により本事業に関する方針、基準、計画等を示し受注者に実施させることをいう。

(3) 承認

受注者の発議により、受注者が発注者に通知し、発注者が了解し同意することをいう。

(4) 協議

発注者と受注者が合議することをいう。

(5) 設計図書

図面、仕様書及び現場説明書をいう。

(6) 簡易指令装置

高機能消防指令システムの付属設備であり、指令機能を有したシステムをいう。

(7) 情報統制室

発注者が簡易指令台を設置する舞鶴市東消防署・防災センターの部屋をいう。

(8) 高機能消防指令システム

京都府中・北部地域消防指令事務協議会が令和 6 年 4 月 1 日から運用を開始する消防指令システムをいう。

7 知的財産権

受注者は設備の製造、納入及び据付等において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは、意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

8 法令の遵守

受注者は、本事業の遂行にあたり、諸法令を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに諸法令の運用及び適用は受注者の負担において行わなければならない。

9 官公庁等への諸手続き

- (1) 製造、納入及び据付等に必要な近畿総合通信局（以下、「総合通信局」という。）、N T T、電力会社等に対する諸手続き及び手数料等の費用は、受注者が負担し、迅速かつ確実に処理しなければならない。また、無線局定期検査実施年度である場合も、受注者の負担においてこれを実施するものとする。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。
- (3) 本仕様書で定める機器は、発注者が令和6年度から京都府中・北部地域6消防本部と運用する共同指令センターにも一部設置し運用することから、受注者は、必要に応じ関係する消防本部及び高機能消防指令システム整備業者と協議、調整を図るものとする。

10 N T T専用線等の料金

(1) 専用線等

本無線設備において、新設、増設及び既設回線の変更により発生した整備年度内の回線使用料は、受注者において負担するものとする。

(2) 既設回線の変更、増設等

設備の設置に伴い、N T T回線を増設及び既設回線の変更をする場合、また、既設回線の内、使用しない回線については休止又は廃止手続きを行うものとし、詳細については、別途協議のうえ決定する。

11 変更検査及び完成検査等

(1) 一般事項

- ア 受注者は、変更検査及び完成検査（以下「検査」という。）のため、必要な資料の提出及び必要な労務並びに機材の提供について、発注者の指示に従うこと。
- イ 装置の据付・配線・調整試験等の完了後は、発注者の検査を受けること。
- ウ 検査の時期は、予め実施工程表に明示して工程を管理すること。
- エ 発注者の検査において、関係法令等の不合格または、本仕様書若しくは指示どおり完成していないときは、再検査を受けるものとする。
- オ 受注者は、検査の結果、納入機器の補修または改造の措置が必要となったときは、発注者の指定する期日までに補修または改造を終了し、その旨を発注者に通知すること。

なお、発注者は、既済部分検査に合格している場合でも補修または改造を命ずることがある。

カ 事前準備等

- (ア) 電源投入の前に機器間配線(絶縁、導通)の点検及び清掃を行うこと。
- (イ) 検査は、機器を十分予熱した後、動作状態を綿密に観察しながら機器付属の成績表と同等またはそれ以上となるまで反復して行うこと。
- (ウ) 試験に使用する測定器の名称、主要性能及び製造会社名を試験成績書に記載すること。

(2) 変更検査

- ア 受注者は、総合通信局の落成及び変更検査並びに有線施設に関するN T T等の検査に立合い、指示事項等については速やかに処理すること。
- イ 受注者は受検前に、電波法及びこれに基づく法令等の適用を受ける無線機器については、電波法及び関連規則等に規定の技術基準に従った内容の調整試験を実施し、受検に万全を期すること。
- ウ 調整試験の結果は、総合通信局が行う検査の確認資料として提出できるような形式及び内容等として作成すること。
- エ 検査時に発注者の職員が指摘した事項のうち、受注者が処理しなければならない事項については、速やかに措置すること。

(3) 完成検査

- ア 完成検査は、上記の落成検査が終了した後に実施すること。
- イ 検査要領等は「完成検査実施要領書」によって実施し、検査内容等は、本仕様書、設計承認図面等を基に、提出書類等の審査、機材等の指定照合、数量等の他、当該設備の総合的な動作試験等を実施し、機能・性能等の確認を行うこと。また、検査における指摘事項等は、記録して報告書にまとめて提出し、発注者の承認を受けること。

(4) 検査合格

検査は、完成検査及び総合通信局の行う落成及び変更検査並びにN T T等の検査の合格をもって検査合格とする。ただし、総合通信局の落成及び変更検査並びにN T T等の検査が遅延する場合は、事前に発注者の行う完成検査をもって検査完了とし、総合通信局の行う落成及び変更検査並びにN T T等の検査の合格をもって完成検査合格とする。

1 2 設計変更等

(1) 当該設備の設計変更は、原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の行政指導等やむを得ない場合にあっては、変更に係る部分について、具体的理由及び根拠を示す書面を提示して発注者の承認を得ることを条件として変更を認めるものとする。

(2) 仕様内容の変更は、原則として次によるものとする。

- ア 発注者の指示による場合は、変更に伴う金額の増減について、双方協議により定めるものとする。
- イ 受注者の都合による場合は、予め変更理由・内容を明らかにして発注者へ申し出るものとし、その理由がやむを得ず、かつ、その代替内容が同等以上の仕様と認められるときに限り承認するものとする。なお、変更に伴う金額について費用の増額は認めない。

1 3 個人情報保護及び機密の保持

- (1) 本無線設備を納入及び据付するうえで提示された各種のデータ及び知り得た情報は、情報機密の観点から外部に漏れることがないように万全を期すこと。また、据付作業後は保守に必要なデータについては、情報機密を保持すること。
- (2) 発注者の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

1 4 契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任については、検取引渡しから翌年度3月31日までとし、本事業で整備した設備に対し、受注者は速やかに無償で改修、機器の取替、点検及び修理を行うこと。ただし、受注者の責に帰する障害などについては、納入後の経過年数によらず無償で改修、修理または交換を行うこと。
- (2) 受注者は前項の契約不適合責任に基づく改修、修理または交換を行う場合、その方法、手段について、発注者の承認を得ること。

1 5 疑 義

- (1) 本仕様書の解釈について、疑義または規定のない事項が生じた場合は、発注者と協議して解決するものとする。
- (2) 納入機器について疑義または規定のない事項が生じた場合は、直ちに納入作業を中止し速やかに発注者と協議して発注者の裁定に従うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項であっても、機能・性能上の問題または、納入作業完了のために当然必要と認められる事項については、当該設備が織り成すシステム全体に支障が生じないよう配慮して納入作業の変更等を受注者の責任において実施すること。
- (4) 本仕様書に関する訴訟等は発注者所在地の地域を管轄する地方裁判所とする。

1 6 納 期

本設備の納期は、令和6年3月29日までとする。

1 7 提出書類

提出書類は、次を標準とし、電子データも併せて提出する。

- (1) 契約時提出図書
契約後速やかに下記に示す図書を受注者は、発注者に2部提出し承認を受けること。
 - ア 実施工程表
 - イ 現場代理人届
 - ウ 施工体制表
 - エ その他必要な図書
- (2) 承認図
受注者は機器等の製造にあたり、下記に示す図書を含む承認図を2部提出し、発注者の承認を受け製造すること。

- ア システム構成図
- イ 機器仕様
- ウ 外観図
- エ その他必要書類

(3) 設置関係図書

受注者は、設置・調整にあたり下記に示す図書を2部提出し、発注者と協議すること。

- ア 設置計画書
- イ 製造及び設置・調整等詳細予定表
- ウ 検査実施要領書
- エ 検査記録書
- オ 研修計画書
- カ 会議・打合せ時の議事録
- キ その他必要書類

(4) 完成図書

受注者は、完成検査の1週間前迄に、下記に示す内容を含む完成図書を発注者に2部提出すること。

- ア 完成図
- イ 機器配置図
- ウ システム系統図
- エ 電気系統図
- オ 各種施工写真及び完成写真
- カ 試験成績書
- キ 機器取扱説明書・操作説明書
- ク その他必要書類

18 教育指導

受注者は、消防救急デジタル無線設備の円滑な運用を図るため、責任を持って、発注者の職員に対して運用・操作に係る研修を実施するものとし、当該教育等に係る費用は受注者の負担とする。

(1) 研修概要及び体制

ア 受注者は運用開始前における消防救急デジタル無線設備研修計画書を提出し、発注者の承諾を得て実施すること。

イ 運用開始前は発注者と受注者で日程調整し研修講師を派遣すること。

(2) 研修種類等

ア 機器操作研修

関連機器の操作、日常的なメンテナンス及び故障対策等について研修し、操作に習熟させる。なお、研修の実施に際しては職員の勤務体制を考慮すること。

イ 研修資料等

職員研修用教材として機器等取扱説明書、操作説明書等を必要数納入する。

19 その他

- (1) 当該設備を製造、設置及び調整する上で提示された各種データは、情報の秘密の観点から、発注者および受注者以外の第三者に漏れることの無いよう万全を期すこと。
- (2) 本仕様書に記載されている各機器・装置において、必要とされるソフトウェアの調達費用は、受注者の負担で行うものとする。
- (3) 本仕様書に記載されている各機器・装置において、同等品若しくは同等品以上のものとする場合は、事前に発注者に承認を得ること。

第2章 共通指定事項

1 消防救急デジタル無線設備の基本事項

- (1) 消防救急無線の高機能化とともに、消防救急救助業務を司る、各システムとの連携、連動を強化した、総合的なシステムを構築する。
- (2) 当該設備の保守管理等が機能を停止すること無く容易に行え、機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステム設計であること。
- (3) 無線回線制御装置及び基地局無線装置等の重要な装置については、必要な冗長設計を施し、非常時には切り替えて運用できること。
- (4) 機器設計及び機器納入において、地震等の災害発生を考慮することとし、可用性を最大限に高めた、信頼性の高いシステムを構築すること。
- (5) 納入機器は、すべて最新のものとする。
- (6) システム構築後の消防広域化、共同運用化の必要性が生じた場合、基本装置のリプレースを行わず、機器増設、ユニット増設、ソフトウェア改修、TS-1023 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様等による効率的な対応が図れる柔軟な機器構成であること。

2 ネットワーク構成

空山基地局と舞鶴市東消防署・防災センター間等のアプローチ回線は、IP-VPN回線等の有線ネットワークに対応可能な基本機能を有していること。

なお、ネットワーク構成については、高機能消防指令システム整備業者と十分な協議調整を図ること。

3 その他

本仕様書に掲げる各機器の機能、性能は、同等若しくは同等以上とすること。

第3章 製造に関する要求事項

1 設計条件

設計にあたっては、本仕様書及び関連法令等によるものとし、製造に当たっては、承認用図面として設計承認図を提出し発注者の承認を受けること。

2 部品及び材料

本設備構築に使用する部品及び材料(以下、「部材」という。)の規格は、特に指定のない限り関連法令等によるものとし、発注者の承認を受けること。

3 機器等

機器の筐体等は、次を原則とする。

- (1) 材質は金属製及び合成樹脂製とする。
- (2) 金属製筐体の表面は、焼付塗装とする。
- (3) シャーシその他の金属部は、防錆処理を施すものとする。

4 製品の表示

機器等の筐体には、品名、型式、製造番号、製造者等を明記した銘板を適宜の場所に付けるものとする。

5 構造、形状、寸法及び質量

- (1) 本設備の構造、形状等は、放熱性、防塵性、耐震性に優れ、かつ、操作性、保全性及び拡張性を考慮した軽量堅固なユニット化構造とする。
- (2) 各装置等の構造、形状、寸法及び質量は、事前に設計承認図を提出して発注者の承認を受けなければならない。

6 使用条件に対する性能

個々の装置に対する性能は、必要に応じ「第5章 各装置別仕様」に記載するものとする。また、基本的要求事項を下記に示す。

- (1) 情報統制室・機械室等の空調環境等好条件が保たれた専用室等に設置する基幹装置
 - ア 周囲温度(室内) 5℃～35℃
 - イ 周囲湿度(室内) 80%以下(35℃結露なきこと)
 - ウ 連続動作 連続使用が可能であること。
- (2) 山頂無線庁舎等の比較的環境条件が厳しい専用室等に設置する基幹装置
 - ア 周囲温度(室内) -10℃～50℃
 - イ 周囲湿度(室内) 95%以下(35℃結露なきこと)
 - ウ 連続動作 連続使用が可能であること。

7 品質保証

受注者は、本仕様書の要求事項を満足させるために必要な品質管理体制を設定し、かつ、維持しなければならない。

第4章 設備の基本的要求

1 設備の概要

消防救急デジタル無線設備は、消防、救急、救助活動において、簡易指令室及び京都市中・北部地域消防指令センターと活動部隊間及び部隊内等の無線交信を、円滑かつ迅速に行うための、最新鋭の無線システムであること。通信は、音声通信だけでなく、データ通信機能も備えており、また、一斉通信に加え、グループ及び個別セレコール機能を備えるなど、最新技術を駆使した高機能・高性能な装置であること。

各種機器は、総務省消防庁が定める「消防救急デジタル無線共通仕様書」に準拠しており、緊急消防援助隊と受援消防本部間の無線交信や、消防本部間の連絡機能である指令センター間音声通信など異メーカーによる相互通信にも対応しているものであること。

また、舞鶴市東消防署・防災センターと基地局等とのアプローチ回線は、IP-VPN回線等の有線ネットワークに対応可能な基本機能を有していること。

(1) 消防救急デジタル無線設備の構成機器は、次のとおりとする。

項	機 器 名	数量	概 略 使 用
舞鶴市東消防署・防災センター			
1	無線回線制御装置	1 式	機械室
2	※直流電源装置用バッテリー交換 (本体型式：MSJ-100-6 形)	1 式	制御弁式据置鉛蓄電池 8 個 ※同等品可
3	高機能遠隔制御装置	2 台	情報統制室
4	管理監視制御卓	1 式	
5	回線伝送設備 (ネットワーク機器等)	1 式	L3SW、ルータ、無停電電源装置等
京都市中・北部地域消防指令センター			
1	高機能遠隔制御装置	1 台	
空山基地局			
1	基地局無線設備 (空中線、共用器等含む)	1 式	活動波 1.2、主運用波、統制波 (切替)
2	※直流電源装置用バッテリー交換 (本体型式：AM200PE (KLP-EA))	1 式	触媒栓式ポケット式ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 40 個 ※同等品可
大江山基地局			
1	基地局無線設備 (空中線、共用器等含む)	1 式	活動波 1.2

(2) 空山基地局と舞鶴市東消防署・防災センター間の光回線化 (既設ネットワーク機器の撤去及び空山基地局新規ネットワーク機器 (NTT整備) のONU機器からケーブル敷設、接続、回線切替立会) を行うこと。

2 構築の基本的条件等

無線設備の構築に当たっては、次の基本的な規格条件、技術基準等を遵守すること。

(1) 無線規格

ア	使用周波数帯	260MHz 帯
イ	アクセス方式	SCPC 方式
ウ	無線変調方式	$\pi/4$ シフトQPSK
エ	双方向通信方式	FDD (Frequency Division Duplex)
オ	空中線電力	50W 以下

(2) 無線回線制御方式基準

ア	制御方式	蓄積プログラム方式
イ	通話路方式	IP 制御時分割方式
ウ	機器間インタフェース	TS-1023 消防指令システムー消防救急デジタル無線共通仕様書 (総務省消防庁) 準拠

(3) 冗長化適用対象基準

ア	無線回線制御装置	制御部
イ	無線回線制御装置	通話路
ウ	無線回線制御装置	電源部

3 取扱周波数

発注者が取り扱う、すべての消防救急デジタル無線全周波数を下表に示す。各装置に実装する周波数、または各装置が取扱う周波数については、各装置別仕様を参照のこと。

項	周波数別形態		割当周波数 (MHz)	
			下り (FH)	上り (FL)
1	活動波	活動波 1	発注者の指示による	発注者の指示による
2		活動波 2		
3	共通波	主運用波		
4		統制波 1		
5		統制波 2		
6		統制波 3		

第5章 各装置別仕様

消防救急デジタル無線設備は前章で定める装置群で構成されるもので、次の機能及び構造を備えるものであること。さらに、本仕様は、将来の消防広域化を前提として、システムの増強・増設及び移設などに柔軟に対応できるシステム構成であること。

1 無線回線制御装置

基地局無線装置の有する各種機能を、指令台や遠隔制御装置にて操作するために必要な無線回線制御装置は、堅牢かつ防塵対策の施された自立型キャビネットに收容されており、保守点検が容易な構造であること。また、将来の基地局増設に対して柔軟な対応が図れるよう十分な配慮が成されていること。

(1) 機能

- ア 必要な基地局無線装置、中継基地局無線装置を收容できること。遠隔地にある基地局とアプローチ回線を通じて接続できること。
- イ 遠隔制御装置、指令制御装置、自動出動指定装置、出動車両運用管理装置、共同指令センター及び情報統制室構成各装置と接続できること。その他、必要な装置と接続できること。
- ウ 接続される共同指令センター各構成装置から、收容される基地局無線装置より、都度必要なものを選択し、音声またはデータ通信をおこなうための回線接続制御を司る機能を有すること。
- エ 録音装置と接続し、遠隔制御装置、指令台等での無線交信内容を録音できること。
- オ 構内交換機等と接続し、公衆網と移動局間の通信を行なえる機能を有すること。
- カ 時刻補正機能を有すること。
- キ 基地局無線装置、高機能指令センター各装置の増設及び将来的な基地局無線装置または、移動局無線装置の更新を見据えた他無線メーカー機器への接続に柔軟に対応できること。
- ク 装置を構成する主要ユニット、および、装置自身は冗長構成を施し無停止保守に対応することで、24時間365日連続運転に対応すること。
- ケ TS-1023 消防指令システムー消防救急無線間共通インタフェース仕様装置で規定された機能を有していること。

(2) 仕様

- | | |
|----------|--|
| ア 制御方式 | 蓄積プログラム式 |
| イ 制御OS | Linux |
| ウ 通話路方式 | IP 制御時分割方式 |
| エ 記憶媒体 | 半導体式補助記憶装置 |
| オ 冗長化構成 | 主要ユニットおよび装置の二重化（異常時自動切換え） |
| カ 自己診断項目 | 電源ユニット、制御部、通話路、各種通信トランク
冷却ファン、時刻補正部 |

キ	時刻補正方式	既設 GPS ユニットに接続し、NTP サーバー同期による時刻補正等
ク	外形寸法	高 1900 mm×幅 700 mm×奥行 700 mm 以下
ケ	質量	215Kg 以下
コ	電源電圧	DC-48V、AC-100V
サ	消費電力	DC-48V :20A 以下 AC-100V:3A 以下
シ	温度条件	+5～+35℃
ス	湿度条件	+10～+80% (結露なきこと)

(3) 回線構成

- ア 下表の容量欄に示す能力を持つ装置であること。
- イ 下表の実装欄に示す各種回線チャンネルを実装すること。
- ウ 収容回線

項	回線種別	容量	実装	備考
1	基地局回線 (庁舎内)	必要数	必要数	
2	前進基地局回線 (ネットワーク回線)	必要数	必要数	NTT ビジネスイーサ
3	指令系装置インタフェース	必要数	必要数	指令台、統制台等
4	データ系インタフェース (LAN)	必要数	必要数	自動出動指定装置等
5	他網接続回線 (公衆回線)	必要数	必要数	
6	他網接続回線 (TTC JJ-21.10)	必要数	必要数	
7	録音装置インタフェース	必要数	必要数	Ch. 数 : 項 1~4 合計

(4) 構造概要

ア 筐体構造

堅牢かつ防塵対策の施された自立型キャビネットに収容されたものであり、無線室または機械室等への設置を前提とした設計考慮が成されていること。

イ 動作ログ

装置内部に一定期間の通信ログ、操作ログ、異常ログを保持し、定期点検、障害対策等で効果的に活用できること。

ウ 冗長構造 (装置)

- (ア) 冗長化が施された装置の、現用系または予備系の片方が故障した場合、正常状態を保持する片系のみの動作により、すべての機能は通常通り使用可能なこと。
- (イ) 冗長化が施された装置の、現用系または予備系の片方が故障した場合、通常通りの運用を提供した状態で、故障した装置の交換・修理が可能なこと。

エ 冗長構造 (主要部)

- (ア) 冗長化が施された主要部位は、現用系または予備系の片方が故障した場合でも、自動で正常状態を保持する系に切り替わり、通信状態が途絶えることなく連続運用が可能なこと。
- (イ) 冗長化が施された主要部位の、現用系または予備系の片方が故障した場合、正常状態を保持する片系のみの動作により、すべての機能は通常通り使用可能なこと。
- (ウ) 冗長化が施された主要部位の、現用系または予備系の片方が故障した場合、通常通

りの運用を提供した状態で、故障ユニットの交換・修理が可能なこと。

2 高機能遠隔制御装置

本装置は無線回線制御装置とLAN接続され、発注者の保有する基地局無線装置（活動波、主運用波及び統制波）全チャンネルの無線交信の集中制御・統制ができるほか、以下の機能を有していること。

(1) 機能

ア 個別発着信

無線回線制御装置に収容した各基地局無線装置のうち1台を選択し、一斉発信、着信通話が行えること。

イ 複数装置選択発着信

無線回線制御装置に収容した各基地局無線装置のうち、遠隔制御装置に割付けられた個別選択釦及び群選択釦により、任意の無線装置を複数選択し、一斉発信、着信通話が行えること。

ウ 全装置選択発着信

無線回線制御装置に収容した全基地局無線装置を、全装置選択釦により一括選択し、一斉発信、着信通話が行えること。

エ 個別セレコール

基地局無線装置を選択し、1台の移動局無線装置を指定し発信操作を行い、通話が行えること。

オ グループセレコール

基地局無線装置を選択し、グループ登録された複数台の移動局無線装置を指定し発信操作を行い通話が行えること。

カ ショートメッセージ通信

遠隔制御装置に予め登録されたショートメッセージ（固定文字列）を、移動局無線装置に対し送信できること。同様に移動局無線装置からのメッセージを受信できること。また送信時の基地局無線装置選択及び移動局無線装置のセレコールは、音声通信同様に自在に選択可能であること。なお、同一周波数を用いて同時に音声通信が行えること。

キ 通話モニタ

基地局が受信した通話内容を聴取可能なこと。

ク 発信規制

移動局に対し、次の規制を行えること。

- (ア) 出動指令の発信規制信号を送出し、移動局に喚起音発声及び規制動作を行わせることができること。
- (イ) 通信規制の発信規制信号を送出し、移動局に喚起音発声及び規制動作を行わせることができること。
- (ウ) 緊急信号の発信規制信号を送出し、移動局に喚起音発声及び規制動作を行わせることができること。
- (エ) 強制切断の発信規制信号を送出し、移動局に喚起音発生及び切断動作を行わせるこ

とができること。

ケ 録音

無線信号の発着信と同時に自動的に録音が行われること。選択されたチャンネルは画面により確認できること。

コ 次の操作ができること。

- (ア) 各制御器の電源の接・断
- (イ) チャンネルの選択
- (ウ) 無線機の送受信操作
- (エ) 受信音量の調節
- (オ) スピーカのON/OFF
- (カ) 複数局の一斉送信
- (キ) 録音操作 (停止・録音)
- (ク) 基地局無線装置の遠操/局操モードの切換
- (ケ) 基地局無線装置冗長化部の現用・予備切換

サ 表示項目

- (ア) 個別制御器の電源表示
- (イ) 送信表示
- (ウ) 着信表示
- (エ) スピーカのON/OFF表示
- (オ) 送話・受話のレベル表示
- (カ) 通信モニタ表示
 - a 移動局等の発信者番号 (個別番号) 等
 - b 他本部の発信者番号 (団体コード) 等
- (キ) 現在時刻の表示

(2) 仕様

ア 本体

- (ア) CPU intel Core i3-12100(3.70GHz)以上、ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。
- (イ) メモリ 8GB 以上
- (ウ) 内蔵ストレージ 256GB 以上
- (エ) OS Windows10Pro(64bit)以降
- (オ) LAN 1000Base-T/100Base-TX/10Base-TX
- (カ) USB USB2.0 以上
- (キ) 入力方式 キーボード及びマウス

イ ディスプレイ (タッチ式)

- (ア) サイズ 12 インチ
- (イ) タッチ方式 抵抗膜方式
- (ウ) 画面解像度 1024×768 ドット
- (エ) 表示カラー 1670 万色

ウ ハンドセット (USB接続)

(ア) 外形寸法	高 140 mm×幅 120 mm×奥行 250 mm 以下
(イ) 質量	3Kg 以下
(ウ) 電源電圧	5V
(エ) 消費電力	500mA 以下
(オ) 動作保証温度	±0～+40℃
(カ) 湿度条件	95%以下 (35℃、結露なきこと)

(3) 構造概要

- ア 卓上等に設置可能な、コンパクト設計の端末装置で、操作及び監視が迅速・的確に行えるように設計考慮されていること。
- イ 卓上等に設置する場合は、落下防止措置が施されていること。
- ウ 指令台と画面の色調を合わせること。

(4) 取扱周波数

ア 活動波 1	発注者の指示による
イ 活動波 2	〃
ウ 主運用波	〃
エ 統制波 1	〃
オ 統制波 2	〃
カ 統制波 3	〃

3 管理監視制御卓

本装置は無線回線制御装置に接続され、消防救急デジタル無線設備の監視制御及び保守を行う装置である。

(1) 機能

ア 監視機能

- (ア) 無線回線制御装置及び無線回線制御装置に接続された全ての機器、外部接続機器の異常発生時は可視可聴を以って発注者の職員へ通知できること。
- (イ) 異常が発生した場合は即時通知されるものとするが、定期診断や手動診断（全装置及び任意装置）の機能も具備すること。
- (ウ) ネットワーク監視ができること。
- (エ) 無線回線制御装置の監視ができること。
 - a 制御部および装置の運転状態（現用・予備）
 - b 各種通信トランクの異常
 - c 冷却ファン異常
 - d 通信経路異常
 - e 電源部異常
- (オ) 基地局無線装置の監視ができること。
 - a 無線部の運転状態（現用・予備）
 - b 空中線の切替部異常
 - c 電力増幅部異常

- d 無線部異常
- e 冷却ファン異常
- f 制御部異常
- g 高精度発振器異常
- h 電源部異常

(カ) 基地局無線装置に接点によって接続された外部機器の監視ができること。

(キ) 指定した基地局無線装置の受信電界強度 (RSSI) を、5段階以上で表示できること。

イ 制御機能

(ア) 無線回線制御装置の制御ができること。

- a 制御部の現用／予備切替
- b 装置の現用／予備切替
- c 各種通信トランクのリセット
- d 制御部のリセット
- e その他基板のリセット

(イ) 基地局無線装置の制御ができること。

- a チャンネル切替
- b 常送／非常送切替
- c 現用／予備切替
- d 強制切断
- e リセット

(ウ) 基地局無線装置に接点によって接続された外部機器の制御ができること。

ウ 保守機能

(ア) プリンタ接続時、無線業務日誌 (日報、月報、年報) を出力できること。

(イ) 無線通話履歴を管理できること。

(ウ) 障害履歴は装置毎に一覧表示できること。

(エ) 障害履歴は、一定の期間または件数を超えたものは自動的に削除できること。

(2) 仕様

ア 本体

- | | |
|-------------|---|
| (ア) CPU | intel Core i3-12100(3.70GHz)以上、ただし、システム構築時検証済みの最新スペックとすること。 |
| (イ) メモリ | 8GB 以上 |
| (ウ) 内蔵ストレージ | 256GB 以上 |
| (エ) OS | Windows10Pro(64bit)以降、もしくはWindows11(64bit)以降 |
| (オ) LAN | 1000Base-T/100Base-TX/10Base-TX |
| (カ) USB | USB2.0 以上 |
| (キ) 入力方式 | キーボード及びマウス |

イ	ディスプレイ	
(ア)	サイズ	17 インチ以上
(イ)	画面解像度	1280×1024 ドット以上
(ウ)	表示カラー	1670 万色以上
ウ	プリンタ	
(ア)	仕様	A4 対応モノクロプリンター
(イ)	プリント方式	レーザービーム乾式電子写真方式
(ウ)	インターフェース	USB 及び LAN

4 基地局無線装置（共通予備構成）

本装置は、堅牢で省スペース設置が配慮された自立架型で、日常の業務はもとより保守点検についても容易に行える構造であること。共通予備構成を採り、24 時間 365 日の連続運転に耐える性能を有するものであること。無線装置はそれぞれ現用、または、共通予備装置として運用が可能であること。

また、設置後、運用開始前までに登録点検に合格していること。

(1) 機能

- ア 無線回線制御装置を介し接続される遠隔制御装置、或いは指令台等からの移動局呼び出し要求を受け、該当の移動局を呼び出し、音声交信及びデータ通信が行えること。
- イ 移動局より受信した呼出信号を、無線回線制御装置を介し接続される遠隔制御装置、或いは指令台等に着信させ、音声交信及びデータ通信が行えること。
- ウ 局操状態に切り替えることができ、自装置の操作部を用いて移動局との無線交信が行えること。また、遠操状態に切り戻せること。
- エ 非常時に、ネットワーク接続された遠隔制御装置にて局送処理が行えること。
- オ 統制波切替型無線装置については、スキャン機能を有すること。
- カ 自装置の操作部を用いて、無線回線制御装置を介し接続される遠隔制御装置等の装置と打合せ通話が行えること。
- キ 各現用系無線装置に対する共通の予備系無線装置は、何れの現用装置が故障した場合においても、当該装置の予備として切り替わり動作すること。また、24 時間 365 日連続運転に対応すること。
- ク 周波数選択性フェージングによって生じた波形歪を改善する機能を有すること。

(2) 仕様

ア	使用周波数帯	
(ア)	送信	273～275MHz のうち総合通信局の指定する周波数
(イ)	受信	264～266MHz のうち総合通信局の指定する周波数
イ	アクセス方式	SCPC 方式
ウ	無線変調方式	$\pi/4$ シフト QPSK
エ	空中線電力	20W 以下
オ	空中線インピーダンス	50 Ω
カ	電波型式	G1D/G1E
キ	通信方式	2 波複信、2 波半複信（移動局通信）、
ク	発振方式	高安定水晶発振（OCXO）制御シンセサイザ方式
ケ	受信方式	最大比合成ダイバーシティ受信方式
コ	冗長化構成	二重化（異常時自動切換え）
サ	自己診断項目	電源部、制御部、冷却ファン、空中線切替部、無線部 電力増幅部
シ	電源電圧	DC-48V（ $\pm 10\%$ ）

ス	接地極性	プラス接地
セ	消費電力 20W 機	送信時 400 VA ※4 無線機実装、4 無線機送信時 待受時 90 VA
ソ	電氣的条件	電氣的雑音を防止し、電波障害等他に影響を与えないこと。
タ	温度条件	-10～+50℃
チ	湿度条件	95%以下（温度 35℃、結露なきこと）
ツ	外形寸法	高 1800 mm×幅 260 mm×奥行 300 mm（突起部及び架台は除く）
テ	質量	100 Kg 以下
ト	LAN	1000Base-T/100Base-TX/10Base-TX

(3) 構成

装置の構成は、次のとおりとする。

項	機 器 名	空中線電力	数量	備 考
1	基地局無線装置（活動波 1 ）	20W	1 式	
2	基地局無線装置（活動波 2 ）	20W	1 式	
3	基地局無線装置（主運用波 ）	20W	1 式	
4	基地局無線装置（統制波 ）	20W	1 式	統制波 1～3

(4) 構造概要

- ア 据え置き自立架型とし、設置床にアンカー止めを行うことにより万全の耐震対策を施せる構造であること。
- イ 基本架、増設架共に LCD を具備し、保守用機能として、LCD 操作面より通信機能が行えること。
- ウ 簡易指令室に設置された遠隔制御装置等より、無線庁舎の監視を行うために、庁舎の各種センサーの信号を収容できること。
- エ 簡易指令室に設置された遠隔制御装置等より、無線庁舎に設置された外部機器の制御を行うために、当該機器の制御信号線を収容できること。
- オ 冗長方式
 - (ア) 基本架及びすべての増設架全体で、現用系障害時のバックアップ運用が成されること。
 - (イ) 現用系無線装置、予備系無線装置は下記の部位で構成されること。
 - a 無線部
 - b 電力増幅部
 - c 制御部
 - d 電源部
 - (ウ) 現用動作中の無線装置の構成部位に障害が発生した際は、自動及び手動にて予備系無線装置に切り換えが可能なこと。

5 空中線

基地局無線装置と空中線共用器を経由して接続され、送受異なる 260MHz 帯の電波を送受信可能であること。また、以下の既設の仕様と同等若しくは同等以上のものを納入し設置すること。

(1) 3素子八木型アンテナ「反射スクリーン付」

ア	形	式	260MHz 帯 広帯域スクリーン付 3素子八木空中線				
イ	形	名	V(H)3DS-2652				
ウ	偏	波	垂直又は水平				
エ	用	途	固定用				
オ	使	用	周波数	260~275MHz			
カ	入	力	インピーダンス	50Ω (不平衡)			
キ	定	在	波比	1.5以下			
ク	絶	対	利得	8.15dB (標準値)			
ケ	指	向	性	E面: ±33° (標準値)			
	(半	値	角)	H面: ±45° (標準値)		
コ	前	方	後	方	比	18dB (標準値)	
サ	絶	縁	抵	抗	給電部、給電点において、乾燥時 500V メガーにて 500MΩ以上		
シ	耐	電	力	AV1000V、1分間加えて異常の無いこと			
ス	許	容	電	力	50W (CW) 以下		
セ	給	電	接	続	法	N-J 接栓	
ソ	耐	風	速	60m/s (最大瞬間風速)			
タ	受	風	面	積	約 0.09 m ²		
チ	最	大	受	風	過	重	約 2.03×10 ² N (最大瞬間風速 60m/s にて)
					(約 20.7kgf)		
ツ	質	量	4.5kg 以下				

(2) 5素子八木型アンテナ

ア	形	式	260MHz 帯 広帯域 5素子八木空中線				
イ	形	名	V(H)5D-2652				
ウ	偏	波	垂直又は水平				
エ	使	用	周波数	260~275MHz			
オ	入	力	インピーダンス	50Ω (不平衡)			
カ	定	在	波比	1.5以下			
キ	絶	対	利得	11.15dB (標準値)			
ク	半	値	角	E面: ±27° (標準値)			
				H面: ±33° (標準値)			
ケ	許	容	電	力	50W (CW) 以下		
コ	給	電	接	続	法	N-J 接栓	
サ	耐	風	速	60m/s (最大瞬間風速)			
シ	最	大	受	風	過	重	約 188N (最大瞬間風速 60m/s にて)
					(約 19.2kgf)		
ス	質	量	3.5kg 以下				

6 ネットワーク機器

本装置は、空山基地局と舞鶴市東消防署・防災センターを商用回線で接続するための有線アプローチ回線用伝送装置である。アプローチ回線は、既存のメタル回線を光回線化するもので、それぞれの伝送装置は、アプローチ回線を構築するのに必要なチャンネル数を実装したコンパクト

ト設計の装置であるものとする。

(1) 機能

ア 無線回線制御装置と基地局無線装置との間に接続され、相互に通信するすべての情報を、リアルタイム、且つ高品質な状態で中継伝送するものであること。

イ 何らかの原因でアプローチ回線が不通の状態に陥った場合、その旨の状態を可視、又は可聴等の方法で識別できる機能を有すること。

(2) アプローチ回線構成

空山基地局と舞鶴市東消防署・防災センターを接続する商用回線は、NTT ビジネスイーサワイドとする。

第6章 納入仕様

1 適用範囲

本仕様は当該設備を構成する各機器・装置の納入に適用するものであるが、システム構築に必要な周辺機器の設置・収納器材の配置に至るまで、全て発注者の承諾を得ること。

2 納入範囲

本仕様の納入範囲は次のとおりとする。

- (1) 納入機器の機器据付作業及び既設機器移設作業
- (2) 納入機器に要する電源線・接地線等の配線接続作業
- (3) 機器相互間のケーブル布設接続作業
- (4) 作業試験及び上記各項関連作業

3 作業方法

本仕様の作業方法は次のとおりとする。

- (1) 作業方法については、住民の生命・財産を守る重要な消防救急無線通信業務の円滑を図り常に機能を維持するため、耐風・耐水・耐震および耐久性に十分配慮して実施すること。
- (2) 本仕様に記載されていない事項は、発注者と協議して実施すること。

4 保護及び危険防止等

- (1) 本仕様の納入に際して、建物機器及び配線等に損傷を与えないよう適切な保護及び養生を行うこと。万一、損傷を与えた場合は、発注者の指示に従って速やかに復旧させること。
- (2) 納入に際して、危険のおそれがある箇所には作業員が安全に就業できるように適切な危険防止設備を設けること。万一、事故が発生した場合は、速やかに適切な応急処置を行うとともに直ちに発注者に報告し指示を受けること。なお、この処置については受注者の責任において処理をすること。

5 仮設及び移設

- (1) 納入に際して、既設の設備が配置上支障となる場合は、発注者と協議のうえ、適当な場所に仮設または移設をすること。
- (2) 仮設及び移設に伴う設備の運用停止期間が発生する場合は、予め、発注者にその旨了解を取ること。停止期間が極力短くなるよう、速やかな処置を講ずること。
- (3) 仮設及び移設に必要な費用は、受注者の負担とすること。
- (4) 移設装置は別途指示するが、ラック等に収納するなど効率的な設置方法を取ること。

6 屋内作業

- (1) 機器、装置架等の床部、壁等への固定は原則としてホールインアンカー等の固定したボルトにより強固に行うこと。
- (2) 納入に際して、騒音及び振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ発注者に申し出てその承認を得ること。

7 屋外作業

- (1) 納入に際して、配管・配線・範囲及び方法等については、あらかじめ発注者に申し出てその承認を得ること。
- (2) 柱上等の高所作業は、適切なる危険防止策をとり、十分な安全管理の上実施すること。

8 機器据付

- (1) 機器配置は、発注者と協議して決定すること。
- (2) 機器の納入は、耐震を十分考慮して堅牢強固に行い、床設置の際には、架台を使用し、清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐように配慮すること。

9 配線作業

- (1) 配線は、他の電源線・空調用電線等による影響を受けないように配慮すること。
- (2) 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないよう確実に作業し完全な防水処理をすること。
- (3) 建物内への配線の引き込みについては、防水処置及び水切り等の処理を施すなど、十分に配慮すること。
- (4) 各種ケーブルの端末部には、端子名等を明記した銘板をつけること。
- (5) 各種ケーブルは、合成樹脂管・金属管及びフロアダクト等の内部では接続しないこと。

10 撤去作業

- (1) 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、発注者の指示により行うこと。
- (2) 不用機器等の処理については、発注者の指示により行うこと。

11 報告及び記録

機器設置等の進行を示す作業日報及び作業毎の要点を撮影した進行管理写真を提出すること。

第7章 保守

- (1) 保守については、本設備が正常かつ円滑に稼働できるよう、定期的な点検、障害時の対応等、使用部品等の確保及び設備の健全な維持を図るための万全な保守体制をとることを目的とする。
- (2) 保守契約に関する基本的事項
 - ア 障害発生時には、速やかに専門技術者を派遣すること。なお、発注者に担当者名及び連絡先を届けること。
 - イ 機器障害に備え、保守部品を設備の保守期間保持しておくこと。
 - ウ 緊急障害対応に備え、リモートメンテナンスが可能なこと。
- (3) 保守管理
 - ア 受注者は、消防救急無線通信業務の緊急性及び重要性を十分認識し、受注者の負担において、当該設備の無停止運用の推進及び24時間オンコール体制により、リモートメンテナンス等の方法で、当該設備を構成する各機器・装置の障害排除及び復旧に努めること。
 - イ 休日・夜間等の連絡先・担当者名を発注者に届け出るとともに、緊急障害発生時の連絡があれば速やかに専門技術者を派遣するなど、万全な保守体制を取ること。
 - ウ 重障害時は、365日、24時間速やかに駆けつけられること。また、駆けつけ時間については、保守拠点出発後、概ね2時間以内に発注者に到着できること。
 - エ 保守点検については、当該設備が正常、かつ、円滑に稼働できるよう使用部品等の確保及び機能維持を図るため万全な保守体制を取ること。
 - オ 当該設備を構成する各機器・装置の診断等に対応できること。
 - カ 既設の消防救急デジタル無線設備等に絡んだ障害についても、365日24時間障害受付が行え、無線納入メーカーと共に連携し、早急に障害復旧を図ること。
- (4) 更新機器
 - ア 10年間保守に於いて、ディスプレイ等、経年劣化が予想される機器について、適切な機器・装置の部分更新計画書を提出し適切に対処すること。
 - イ 機器・装置の部分更新は、OS等構成環境が変わっていても、事前の検証を行い、適切に更新を行うこと。
- (5) 保障期間後は保守契約を締結するものとし、契約内容及び契約時期は別途指示する。

第8章 検査

- (1) 装置の設置、配線・調整試験等の完了後は、発注者の納入検査を受けるものとする。
- (2) 発注者の検査において関係法令等の不合格又は本仕様書及び発注者の指示に適合していないと認められる場合は、受注者は不適合又は不備の認められた事項を是正したうえで再度、検査を受け発注者の検査に合格しなければならない。

第9章 その他

- (1) TS-1023 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様書は一部仕様未確定事項あるため、受注者は高機能消防指令システム整備業者とNDA契約（秘密保持）を締結すること。
- (2) TS-1023 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様書に基づく高機能消防指令システムとの接続にかかわる下記の費用は、すべて受注者の負担とする。
 - ア 事前打ち合わせ費
 - イ 事前疎通テスト費
 - ウ 現場立会い費
 - エ 関係書類作成費
 - オ その他諸経費
- (3) TS-1023 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様書に基づく高機能消防指令システムとの接続にかかわる打合せ、疎通テスト、現場立会い等については、高機能消防指令システム整備業者及び施工監理業者立会いのもとで実施する。
- (4) その他
 - ア 高機能消防指令システム側に必要な接続装置等は含まれていない。
 - イ 受注者は、TS-1023 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様書に合わせて接続を実現し、接続確認に要する費用及びに高機能消防指令システム側の通信方式が等の変更による改修が必要となった場合の費用は、すべて受注者の負担とする。